

公益財団法人富士吉田スポーツ協会
加盟団体規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人富士吉田スポーツ協会定款第8章に基づき、加盟団体に関し必要な事項を定めるものとする。

(加盟団体)

第2条 新規加盟団体は、次の要件を具備しなければならない。

- (1) スポーツ団体であること。
- (2) その団体種目が既に加盟している団体の種目と重複、競合しないものであること。
- (3) スポーツを推進するための組織をもった団体であること。

(加盟申請)

第3条 新規加盟団体は、次の事項を記載した加盟申請書を、会長に提出しなければならない。

- (1) 加盟申請の趣旨・経過 《様式1》
- (2) 団体役員名簿 《様式2》
- (3) 団体予算書 《様式3》
- (4) 団体事業計画書 《様式4》
- (5) 所属加盟団体名簿 《様式5》
- (6) 団体規約
- (7) 所属加盟団体組織表
- (8) その他参考資料

- 2 会長は、前項の申請を受理したときは、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得て、これを加盟させることができる。

(分担金)

第4条 加盟団体は、定款第36条に規定する分担金を、協会が指定する期限までに納入しなければならない。

- 2 前項の分担金の額は1万円とする。

(報告及び届出義務)

第5条 加盟団体は毎年度終了後、次の書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 役員名簿
- (4) 事業報告書
- (5) 収支決算書
- (6) その他参考資料

- 2 加盟団体は、役員及び団体等に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届けなければならない。

(脱退)

第6条 加盟団体はその都合により脱会しようとするときは、その理由を付して会長に団体長名をもって本会会長に脱会届けを提出すること。

- 2 会長が加盟団体として不相当と認められるに至ったときは、理事会及び評議員会の議決を経て、これを脱会させることができる。

(附則)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。
平成24年4月1日から施行する。
平成26年3月14日一部改正
令和2年4月1日一部改正

加盟に関する審査基準

公益財団法人富士吉田スポーツ協会への加盟に関する審査基準を次のとおり定める。

第1条 この基準は、公益財団法人富士吉田スポーツ協会加盟規定第2条の規程に基づき、新たにスポーツ協会に加盟しようとする競技団体の加盟に関する審査基準について、必要な事項を定めるものとする。

第2条 次の各号に掲げる審査基準にそって、審査するものとする。

- (1) 年間事業計画、予算、役員、組織がその団体に加盟している構成員に承認されていること。
- (2) 市民を対象とした大会を開催していること、または大会の開催が可能なこと。
- (3) 同一種目の団体、又はサークルなどが、富士吉田市内で活動を行っている場合、同一種目一団体の趣旨にしたがってこれを受け入れる組織体制があること。
- (4) アマチュアスポーツ団体のため、営利を目的とした会員や、チームの募集、大会の開催などを行う恐れがないと認められること。

令和 | 年 | 月 | 日

(公財)富士吉田スポーツ協会
会長 | 様

申請団体名 | |
代表者氏名 | |

印

加 盟 団 体 申 込 書

このことについて、(公財)富士吉田スポーツ協会に加盟いたしたく、下記の書類を添えて
申し込いたします。

記

1. 加盟申請の趣旨・経過 <<様式1>>
2. 当該年度団体役員名簿 <<様式2>>
3. 当該年度予算書 <<様式3>>
4. 当該年度事業計画書 <<様式4>>
5. 所属加盟団体名簿 <<様式5>>
6. 団体規約
7. 所属加盟団体組織表
8. その他資料

以上

事務所所在地

住 所 | |

氏 名 | |

☎ | |

《様式4》

令和 年度 予算書

団体名 _____

収入の部

科 目	金 額	摘 要
[[]]	[[]]	[[]]
[[]]	[[]]	[[]]
[[]]	[[]]	[[]]
[[]]	[[]]	[[]]
[[]]	[[]]	[[]]
[[]]	[[]]	[[]]
[[]]	[[]]	[[]]
[[]]	[[]]	[[]]
[[]]	[[]]	[[]]
合 計	[[]]	[[]]

支出の部

科 目	金 額	摘 要
[[]]	[[]]	[[]]
[[]]	[[]]	[[]]
[[]]	[[]]	[[]]
[[]]	[[]]	[[]]
[[]]	[[]]	[[]]
[[]]	[[]]	[[]]
[[]]	[[]]	[[]]
[[]]	[[]]	[[]]
[[]]	[[]]	[[]]
[[]]	[[]]	[[]]
[[]]	[[]]	[[]]
[[]]	[[]]	[[]]
[[]]	[[]]	[[]]
[[]]	[[]]	[[]]
[[]]	[[]]	[[]]
[[]]	[[]]	[[]]
[[]]	[[]]	[[]]
[[]]	[[]]	[[]]
[[]]	[[]]	[[]]
合 計	[[]]	[[]]

